

兵庫県公報

平成23年4月19日 火曜日 第2279号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（水産課）	2
○ 平成23年度狩猟免許試験の実施（自然環境課）	4
○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同）	5
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）	10
○ 同 上（中播磨県民局）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（西播磨県民局）	12
○ 貸金業者の登録の取消し（阪神南県民局）	14
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	14
○ 教習指導員審査の実施	15
○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	17
○ 平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）の一部改正	17
○ 平成16年兵庫県公安委員会告示第129号（指定講習機関の指定）の一部改正	17
正 誤	
○ 平成23年3月31日付け兵庫県公報第7号外中	17

告 示

兵庫県告示第478号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 変更事項

組合の地区

次の地区を追加する。

奈良県広陵町、和歌山市

2 認可年月日

平成23年4月4日

~~~~~

### 兵庫県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 中郷土地改良区

退任役員

|       |         |             |
|-------|---------|-------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所         |
| 理 事   | 坂 本 市 男 | 豊岡市中郷1309番地 |

就任役員

|       |         |             |
|-------|---------|-------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所         |
| 理 事   | 河 本 弘 美 | 豊岡市中郷1591番地 |

2 神崎土地改良区

退任役員

|       |         |                  |
|-------|---------|------------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
| 理 事   | 足 立 義 一 | 神崎郡神河町新田231番地の3  |
| 同     | 林 幹 男   | 同 郡同 町作畑502番地    |
| 同     | 高 木 延 喜 | 同 郡同 町大畑82番地     |
| 同     | 横 田 清   | 同 郡同 町越知54番地     |
| 同     | 高 橋 實 雄 | 同 郡同 町岩屋538番地    |
| 同     | 真 弓 茂 實 | 同 郡同 町根宇野238番地   |
| 同     | 前 田 政 一 | 同 郡同 町山田490番地    |
| 同     | 井 上 秀 男 | 同 郡同 町中村232番地    |
| 同     | 佐 谷 秀 夫 | 同 郡同 町粟賀町139番地   |
| 同     | 鵜 野 岩 夫 | 同 郡同 町福本180番地    |
| 同     | 前 川 克 孝 | 同 郡同 町加納337番地    |
| 同     | 橋 尾 昂   | 同 郡同 町東柏尾260番地の1 |
| 同     | 佐 想 善 克 | 同 郡同 町大山1064番地の2 |
| 同     | 野 田 勉   | 同 郡同 町杉760番地の1   |
| 同     | 足 立 理 秋 | 同 郡同 町山田52番地の1   |
| 監 事   | 奥 野 恒 夫 | 同 郡同 町岩屋132番地の4  |
| 同     | 坂 田 義 明 | 同 郡同 町東柏尾577番地の1 |
| 同     | 小 林 正 治 | 同 郡同 町粟賀町320番地   |

就任役員

|       |         |                  |
|-------|---------|------------------|
| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
| 理 事   | 玉 田 伍 郎 | 神崎郡神河町新田149番地    |
| 同     | 林 幹 男   | 同 郡同 町作畑502番地    |
| 同     | 前 田 俊 介 | 同 郡同 町大畑172番地    |
| 同     | 藤 原 泰 明 | 同 郡同 町越知895番地2   |
| 同     | 高 橋 實 雄 | 同 郡同 町岩屋538番地    |
| 同     | 真 弓 茂 實 | 同 郡同 町根宇野238番地   |
| 同     | 前 田 政 一 | 同 郡同 町山田490番地    |
| 同     | 足 立 邦 夫 | 同 郡同 町中村961番地    |
| 同     | 佐 谷 秀 夫 | 同 郡同 町粟賀町139番地   |
| 同     | 鵜 野 岩 夫 | 同 郡同 町福本180番地    |
| 同     | 島 田 文 章 | 同 郡同 町加納238番地    |
| 同     | 中 野 正 義 | 同 郡同 町東柏尾605番地の2 |
| 同     | 佐 想 善 克 | 同 郡同 町大山1064番地の2 |
| 同     | 野 田 勉   | 同 郡同 町杉760番地の1   |
| 同     | 足 立 理 秋 | 同 郡同 町山田52番地の1   |
| 監 事   | 奥 野 恒 夫 | 同 郡同 町岩屋132番地の4  |
| 同     | 坂 田 義 明 | 同 郡同 町東柏尾577番地の1 |
| 同     | 小 林 正 治 | 同 郡同 町粟賀町320番地   |



兵庫県告示第480号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号の規定による加入区（区

域及び区分)を次のように定める。

なお、平成15年兵庫県告示第681号(漁業災害補償法に基づく共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中坂越区域(赤穂市漁業協同組合の地区のうち坂越の区域)及び平成15年兵庫県告示第1231号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中相生区域(相生漁業協同組合の地区)及び平成16年兵庫県告示第1319号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中林崎区域(林崎漁業協同組合の地区)並びに平成19年兵庫県告示第613号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中香住区域(但馬漁業協同組合の地区のうち柴山区域を除く香美町香住区の区域)の項を削る。

平成23年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第104条第2号に規定する漁業

| 区 域                   | 区 分                                                                                                 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 林崎区域<br>(林崎漁業協同組合の地区) | 1 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及びのり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として吾智網を使用して営む漁業   |
|                       | 2 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業及びのり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として吾智網を使用して営む漁業 |
|                       | 3 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業                                                   |
|                       | 4 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業                                                  |
|                       | 5 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業                                                 |
|                       | 6 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業                                                |
|                       | 7 のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業                                                   |
|                       | 8 のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼを使用して営む漁業                                                  |
|                       | 9 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から8までに掲げる漁業以外の漁業                                                          |
| 相生区域<br>(相生漁業協同組合の地区) | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                                                 |
|                       | 2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業                            |
|                       | 3 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1及び2に掲げる漁業以外の漁業                                                            |
|                       | 4 網漁具を定置して営む漁業                                                                                      |

|                                          |                                                                                      |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 坂越区域<br>(赤穂市漁業協同組合の地区のうち坂越の区域)           | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                                  |
|                                          | 2 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業                                                    |
|                                          | 3 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業             |
|                                          | 4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業                                           |
|                                          | 5 網漁具を定置して営む漁業                                                                       |
| 香住区域<br>(但馬漁業協同組合の地区のうち柴山区域を除く香美町香住区の区域) | 1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業                                    |
|                                          | 2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業                                                |
|                                          | 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりかごを使用してかにをとることを目的とする漁業 |
|                                          | 4 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業                        |
|                                          | 5 網漁具を定置して営む漁業                                                                       |



**兵庫県告示第481号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成23年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成23年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の区分、日時及び実施場所

| 区 分 |                    | 日 時                                 | 実施場所                                |
|-----|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第1回 | 1次試験<br>知識試験及び適性試験 | 平成23年 7月 6日（水）<br>午後 1時10分から午後 5時まで | 神戸市中央区下山手通 6丁目 3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|     |                    |                                     | 姫路市北条 1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館         |
|     |                    |                                     | 養父市八鹿町国木594番地10号<br>兵庫県立但馬長寿の郷      |
|     | 2次試験<br>技能試験       | 平成23年 7月20日（水）<br>午前 9時30分から午後 5時まで | 姫路市北条 1丁目98番地<br>兵庫県立姫路労働会館         |
|     |                    | 平成23年 7月27日（水）<br>午前 9時30分から午後 5時まで | 神戸市中央区下山手通 6丁目 3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
| 第2回 | 1次試験<br>知識試験及び適性試験 | 平成23年 9月10日（土）<br>午後 1時10分から午後 5時まで | 神戸市中央区下山手通 6丁目 3番28号<br>兵庫県中央労働センター |
|     | 2次試験<br>技能試験       | 平成23年 9月25日（日）<br>午前 9時30分から午後 5時まで | 神戸市中央区下山手通 6丁目 3番28号<br>兵庫県中央労働センター |

- (注) 1 2次試験(技能試験)は、1次試験(知識試験及び適性試験)に合格した者に限り、受験票に指定された日時に受験することができる。
- 2 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、1次試験(知識試験)の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所(住民登録)を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局農林(水産)振興事務所において、平成23年5月下旬より配布する。

イ 写真 1枚(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあつては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

|     | 受付期間                                                                                             | 受付時間                             |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第1回 | 平成23年6月6日(月)から同月21日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。<br>なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成23年6月20日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。 | 午前9時から午後5時まで<br>(正午から午後1時までを除く。) |
| 第2回 | 平成23年8月8日(月)から同月23日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。<br>なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成23年8月22日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。 |                                  |

(3) 提出先

郵便番号 650-8567(兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要)

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係

(朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。)

(4) 手数料

5,200円(知識試験の一部を免除される者は3,900円)相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があつても返還しない。

4 合格者の発表

1次試験(知識試験及び適性試験)の合否は、はがきで通知する。

2次試験(技能試験)の合格者は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し狩猟免状を交付する。

5 受験についての問い合わせ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係

電話(078)341-7711(代表) 内線 4216



兵庫県告示第482号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、

狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 適性試験及び講習の日時及び場所

| 開催事務所名       | 期 日               | 時 間                 | 場 所                                 |
|--------------|-------------------|---------------------|-------------------------------------|
| 神戸農林水産振興事務所  | 平成23年<br>7月21日(木) | 午後1時30分から<br>午後5時まで | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号<br>兵庫県中央労働センター   |
| 同 上          | 同 年<br>9月14日(水)   | 同 上                 | 同 上                                 |
| 阪神農林振興事務所    | 同 年<br>8月4日(木)    | 同 上                 | 西宮市六湛寺町10番11号<br>西宮市民会館(アミティホール)    |
| 同 上          | 同月26日(金)          | 同 上                 | 三田市天神1丁目10番14号<br>兵庫県三田庁舎           |
| 加古川農林水産振興事務所 | 同 年<br>7月22日(金)   | 同 上                 | 高砂市阿弥陀町生石61番地<br>ふれあいの郷生石研修センター     |
| 加東農林振興事務所    | 同月13日(水)          | 同 上                 | 加東市社字西柿1075番地2<br>兵庫県社総合庁舎          |
| 姫路農林水産振興事務所  | 同月28日(木)          | 同 上                 | 姫路市北条1丁目98番地<br>兵庫県姫路総合庁舎           |
| 光都農林水産振興事務所  | 同月21日(木)          | 同 上                 | 赤穂郡上郡町光都2丁目25番地<br>兵庫県西播磨総合庁舎       |
| 豊岡農林水産振興事務所  | 同月22日(金)          | 同 上                 | 豊岡市幸町7番11号<br>兵庫県豊岡総合庁舎             |
| 朝来農林振興事務所    | 同月12日(火)          | 同 上                 | 朝来市和田山町玉置877番地1<br>朝来市和田山ジュピターホール   |
| 丹波農林振興事務所    | 同 年<br>8月2日(火)    | 同 上                 | 丹波市柏原町柏原5600番地<br>兵庫県立丹波の森公苑        |
| 洲本農林水産振興事務所  | 同 年<br>7月28日(木)   | 同 上                 | 洲本市塩屋2丁目4番5号<br>兵庫県洲本総合庁舎洲本職員福利センター |

### 2 対象者

兵庫県に住所(住民登録)を有する者で、平成23年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。

### 3 更新申請の手続

#### (1) 提出書類

##### ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林(水産)振興事務所において配布する。

##### イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

##### ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書(原本) 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し(1ページ目から2ページ目の見開き)

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。

ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)

#### (2) 提出期間

適性検査及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所

(4) 手数料

2,800円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。



**兵庫県告示第483号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林の所在場所

神崎郡神河町越知字荒田垣内288の1・288の45（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒田垣内288の1（次の図に示す部分に限る。）、288の45

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第484号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点設置）

2 作業期間

平成23年4月4日から同月15日まで

3 作業地域

神戸市須磨区須磨本町

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件番号 | 所在地                 | 面積 (㎡) | 地目 |
|------|---------------------|--------|----|
| 1    | 神戸市西区北山台二丁目566番954  | 502.03 | 宅地 |
| 2    | 加古川市加古川町木村字堤ノ内482番4 | 339.59 | 宅地 |
| 3    | 西脇市郷瀬町字淵之内519番2ほか   | 605.87 | 宅地 |
| 4    | 姫路市飾磨区構字東津田新田1049番2 | 638.39 | 宅地 |
| 5    | 養父市大屋町加保字八代641番3    | 204.36 | 宅地 |
| 6    | 朝来市山東町大月字向大道950番    | 625.92 | 宅地 |
| 7    | 丹波市柏原町東奥字下地南之坪268番6 | 295.86 | 宅地 |
| 8    | 洲本市上物部二丁目242番1      | 844.98 | 宅地 |
| 9    | 洲本市上物部字深田445番6      | 374.83 | 宅地 |
| 10   | 南あわじ市市青木字東中島137番9   | 549.78 | 宅地 |

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
  - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
  - 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
  - 兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間

平成23年4月19日（火）から同年5月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 入札の場所及び日時

### (1) 物件番号1

#### ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### イ 日時

平成23年5月30日（月） 午前10時から

### (2) 物件番号2及び4

#### ア 場所

姫路市北条1番98号  
姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### イ 日時

平成23年5月26日（木） 午前11時から

### (3) 物件番号3

#### ア 場所

加東市社字西柿1075番2  
社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### イ 日時

平成23年5月30日（月） 午後2時から

### (4) 物件番号5及び6

#### ア 場所

朝来市和田山町東谷213番96  
和田山庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### イ 日時

平成23年5月27日（金） 午前11時30分から

### (5) 物件番号7

#### ア 場所

丹波市柏原町柏原688番地  
柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### イ 日時

平成23年5月25日（水） 午後1時30分から

### (6) 物件番号8、9及び10

#### ア 場所

洲本市塩屋2丁目4番5号  
洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

#### イ 日時

平成23年5月31日（火） 午前11時から

## 6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

## 7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効  
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室  
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市志染町青山5丁目30番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号  
株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成22年11月30日  
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-9号(22三木)



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年4月19日

東播磨県民局長 福田好宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ヤマダ阿弥陀店  
所在地 高砂市阿弥陀町阿弥陀65-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ヤマダストア株式会社  
代表者の氏名 山田一枝  
住所 揖保郡太子町鷗235
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 ヤマダストア株式会社  
代表者の氏名 山田一枝  
住所 揖保郡太子町鷗235
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年11月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,123平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (i) 駐車場の収容台数  
85台

- (2) 駐輪場の収容台数  
47台
- (3) 荷さばき施設の面積  
170平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18.0立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|----------------|------|---------|
| ヤマダストア株式会社     | 午前9時 | 午後9時45分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成23年 3月25日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成23年 4月19日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成23年 8月22日
- (2) 提出先  
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年 4月19日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ城の西店  
所在地 姫路市岩端町106番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目 4 番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年11月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,642平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
70台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
80台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
15.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前7時 | 翌午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成23年3月25日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年4月19日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年8月22日
  - (2) 提出先  
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年4月19日

西播磨県民局長 藤 原 由 成

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 カワベ相生本店  
所在地 相生市大島町1番12号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社カワベ  
代表者の氏名 川 辺 大 介  
住所 相生市大島町1番12号
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 株式会社カワベ 代表者の氏名 川 辺 大 介 住所 相生市大島町1番12号
    - イ 変更後  
名称 株式会社カワベ 代表者の氏名 川 辺 大 介 住所 相生市大島町1番12号  
株式会社キリン堂 代表者の氏名 寺 西 忠 幸 住所 大阪市淀川区宮原4丁目5番36号
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前  
1,522平方メートル
    - イ 変更後  
2,076平方メートル
  - (3) 駐車場の位置及び収用台数（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
171台
    - イ 変更後  
133台
  - (4) 駐輪場の位置及び収用台数（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
60台
    - イ 変更後  
65台
  - (5) 荷さばき施設の位置及び面積（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
163.0平方メートル
    - イ 変更後  
203.5平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
    - ア 変更前  
37.2立方メートル
    - イ 変更後  
42.2立方メートル
  - (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間帯
    - ア 変更前  
午前9時から午後10時まで
    - イ 変更後  
午前9時から午後9時30分まで
  - (8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前8時30分から午後10時30分まで
    - イ 変更後  
午前8時30分から午後10時まで

- 4 変更年月日  
平成23年11月19日
- 5 届出年月日  
平成23年 3月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年 4月19日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年 8月22日
  - (2) 提出先  
兵庫県西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25



**貸金業者の登録の取消し**

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により、次のとおり処分した。

平成23年 4月19日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 被処分者
  - 商 号 野島商事
  - 氏 名 野 口 隆 史
  - 登 録 番 号 兵庫県阪神南県民局長(2)第20745号
  - 営業所所在地 尼崎市東園田町2丁目92-2-2 アース園田ビル201号
  - 登 録 年 月 日 平成22年 4月12日
- 2 処分年月日  
平成23年 4月 4日
- 3 処分の内容  
登録の取消し

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第109号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年 4月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 下 村 俊 子

- 1 技能検定員審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（<sup>けん</sup>引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）
- 2 技能検定員審査の期日  
平成23年 6月 4日（土）
- 3 技能検定員審査の場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
  - (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成23年4月19日（火）から同月22日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証  
ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

## (2) 提出期間

平成23年4月19日（火）から同月22日（金）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成23年4月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成23年7月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

## 7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628



## 兵庫県公安委員会告示第110号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年4月19日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

## 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（<sup>けん引</sup>）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査の期日

平成23年6月4日（土）

## 3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 教習指導員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成23年4月19日（火）から同月22日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>けん引</sup>）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

## (2) 提出期間

平成23年4月19日（火）から同月22日（金）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成23年4月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（<sup>けん引</sup>）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

平成23年7月5日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係  
電話 (078) 912-1628



**兵庫県公安委員会告示第111号**

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年4月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村俊子

表3の部代表者の氏名の項中「壙嶺男」を「有馬修」に改める。



**兵庫県公安委員会告示第112号**

平成4年兵庫県公安委員会告示第82号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年4月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村俊子

表3の部代表者の氏名の項中「壙嶺男」を「有馬修」に改める。



**兵庫県公安委員会告示第113号**

平成16年兵庫県公安委員会告示第129号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年4月19日

兵庫県公安委員会  
委員長 下村俊子

3中「壙嶺男」を「有馬修」に改める。

**正 誤**

○平成23年3月31日付け兵庫県公報第7号外中

平成23年3月31日（第7号外）公布兵庫県規則第18号財務規則の一部を改正する規則附則中「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）」は、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第14号）」となった。